

平成20年2月4日

会員各位

社団法人日本病院薬剤師会
会長 伊賀 立二

6年制薬学教育課程における病院実務実習の指導体制について

平素は当会の運営に関し、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、6年制薬学教育課程は平成18年度よりスタートし、平成22年度からは参加型実習の適正な実施を通じて医療人として相応しい問題解決能力を有する薬剤師を養成することを目的として長期実務実習が開始されることとなっており、実務実習の質を確保する観点から、実務実習を行うに相応しい施設において、十分な指導・監督を行うに必要な資質を有する薬剤師の指導の下、実務実習が適切に行われることが求められます。

このため、日本病院薬剤師会では、平成19年4月に「病院における長期実務実習に対する日本病院薬剤師会の基本的考え方」を作成し、会員各位にお示ししているところですが、その後、平成22年度からの長期実務実習の実施に向けた体制づくりについて、厚生労働省及び文部科学省を含む関係者によって検討が進むとともに、平成19年11月14日に開催された新薬剤師養成問題懇談会（新6者懇）において、長期実務実習における指導薬剤師の養成の現状や指導薬剤師の配備に関する考え方などについて議論されましたので、それらを踏まえ、長期実務実習の指導体制について下記の通り整理するとともに、病院における長期実務実習に対する基本的考え方を別添の通り整理しましたので、お知らせいたします。

記

1. 長期実務実習を行う病院（受入施設）は、実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠して実務実習指導を行うこと。
2. 受入施設において、実務実習モデル・コアカリキュラムの全てを実施できない場合は、学生が所属する大学の合意の下、他の施設（協力施設）への委託が可能であること。
3. 実務実習を指導する薬剤師については、受入施設において、日本薬剤師研修センターが認定する認定実務実習指導薬剤師が1名以上配置されていること。加えて、実習カリキュラムに応じて直接的に指導する他の薬剤師として、原則として日本病院薬剤師会が認定する指導薬剤師が必要数配置されていること。

以上

.....

(別添)

病院における長期実務実習について

社団法人日本病院薬剤師会

1. 基本的考え方

- ① 6年制薬学教育における必修科目である長期実務実習が円滑に実施されるよう、薬学教育協議会、日本薬剤師会、大学及び関係団体・機関と緊密な連携を図り、最大限の協力を行う。
- ② 病院における長期実務実習は、実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠して行う。
- ③ 長期実務実習の受入にあたっては、薬学教育協議会の地区調整機構を介した受入を原則とし、地区調整機構による実習受入施設の確保に協力する。
- ④ 薬学生の受入数は、実務実習モデル・コアカリキュラムに対応した実習が適正に行われることが保証される数とし、受入施設における構造設備の状況や実習指導体制などを考慮し適切に設定する。

2. 受入施設について

受入施設は、以下の要件を満たしていること。

- a) 原則として病床数が100床以上であること。
- b) 薬剤管理指導業務を実施していること。
- c) 日本薬剤師研修センターが認定する認定実務実習指導薬剤師が1名以上配置されていること。
- d) 原則として実務実習モデル・コアカリキュラムに対応した実習を指導するに相応しい薬剤師（日本病院薬剤師会認定指導薬剤師）が必要数配置されていること。
- e) 日本病院薬剤師会賠償責任保険（病院契約）又はこれと同等の賠償責任保険に加入していること。

3. 指導体制について

- ①受入施設において、認定実務実習指導薬剤師を中心として、実務実習の指導のほか、薬学生の受入に関する大学との連絡調整など、実務実習が円滑に行われるに相応しい指導体制が適切に整備されていること。
- ②受入施設においては、質の高い実務実習を行うに相応しい指導体制を整備する観点から、認定実務実習指導薬剤師のほか、原則として日本病院薬剤師会が認定する指導薬剤師が学生の指導にあたること。
- ③受入施設では実務実習モデル・コアカリキュラムで求められる実習内容の全てを指導することができない場合、受入施設は、指導する学生が所属する大学の同意の下、当該実習内容を他の施設（協力施設）に委託することができること。
- ④受入施設は、協力施設に実務実習指導の一部を委託する場合、地区調整機構及び指導する学生が所属する大学にその旨を伝えるとともに、十分な連携を図るための体制について協議すること。
- ⑤協力施設は、受入施設との十分な連携を図るとともに、委託を受ける実習内容を指導するに相応しい指導薬剤師（認定実務実習指導薬剤師又は日本病院薬剤師会が認定する指導薬剤師）を配置することに努めること。
- ⑥学生の評価は、最終的には大学が行うものであるが、受入施設の認定実務実習指導薬剤師は、これに協力するとともに、協力施設に委託した場合にあっては協力施設の薬剤師の意見も参考にすること。

以上

.....

日本病院薬剤師会認定指導薬剤師の要件について

指導薬剤師の要件

- 1) 日本病院薬剤師会の会員であること
- 2) 薬剤師としての実務経験が5年以上あり、かつ病院における実務経験が申請時点において継続して3年以上であること。
- 3) 現に病院に勤務していること。
- 4) 下記のいずれかの資格を取得していること。
 - ①日本病院薬剤師会生涯研修認定薬剤師
 - ②日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師
 - ③日本医療薬学会認定薬剤師
- 5) (財)日本薬剤師研修センター主(共)催による次の認定実務実習指導薬剤師養成講習会（集合講習会、ビデオ集合講習会、CS-TV講習会）を受講していること。
 - ア) 学生の指導について
 - イ) 薬剤師に必要な理念について
 - ウ) 実務実習モデル・コアカリキュラムについて
 - エ) 最新の業務について
 - オ) 参加型実務実習の実施方法について

* なお、認定申請を行う時点から過去5年以内に、病院又は薬局で学生指導に携わった経験を有する場合にあっては、ア)の受講は免除されることで差し支えない。

* 認定申請を行う時点に至るまでの間、継続して病院又は薬局で薬剤師業務に携わっている場合にあってはエ)の受講は免除されることで差し支えない。